

第5章 景観形成上必要なその他の事項

5-1 景観重要建造物・樹木の指定方針

(1) 景観重要建造物について

基本方針や景観づくりに関する方針のなかで、景観づくりにおいて自然、歴史、文化などの資産を活用するということが挙げられています。これに基づき、周辺地域を特徴づける建築物のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、景観を構成する要素として特に重要な建造物を所有者の意向を踏まえて指定します。

指定方針

- 町並みや集落のシンボルとしての象徴性を備えており、その場所の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 地域の歴史、文化、または建築的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されているもの

(2) 景観重要樹木について

建造物と同様に、周辺地域を特徴づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地元住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいるなど、地域のランドマークとなるような樹木を景観重要樹木として指定します。指定に際しては、所有者の意向を踏まえて指定します。

この場合、「山都町文化財保護条例」第5条第1項により指定されている町指定天然記念物である樹木と重複することを妨げないものとします。

指定方針

- 町並みや集落のシンボルとしての象徴性を備えており、その場所の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与するもの
- 樹形や樹高など美観が優れているもの
- 地域の歴史、文化的に価値が高いと認められるもの
- 地域に親しまれ、愛されているもの

5-2 景観農業振興地域計画の策定に関する基本的な事項

(1) 景観農業振興地域計画

景観農業振興地域計画は、景観法第55条第1項に基づき市町村が策定するもので、法に定める景観計画区域のうち農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律、農振法）内において、景観と調和のとれた営農条件を確保する必要がある場合に作成する計画です。

山都町では、平成26年に白糸台地を中心とする748.35haを白糸台地景観農業振興地域整備計画区域として指定しています。

(2) 白糸台地景観農業振興地域整備計画

通潤用水と白糸台地の棚田景観が、平成20年7月に国の「重要文化的景観」に選定されたことを機に、そこを中心として暮らす人々の生活・慣習・歴史・伝統文化により形成された豊かな自然と調和した、農村景観を後世に継承し、白糸台地での農業による暮らしを継承することで通潤用水と白糸台地の棚田景観を保全していくことを目的として、平成26年3月に「白糸台地景観農業振興地域計画」を策定しました。

区域は白糸台地内の9つの集落（白石、相藤寺、犬飼、長野、小原、田吉、米内蔵、新藤、小ヶ蔵）としています。集落内においては、高齢化や後継者不足等の課題があり、また棚田での米づくりは、平地部に比べて生産性が低く重労働を伴うため、今後、農地の維持が難しくなることが予想されています。

これらの課題に対応し、農業を継承し農村景観を保全するために、地域全体での組織的な営農を実施することや、通潤用水と白糸台地の美しい水や豊かな緑などの棚田景観のイメージを生かした農産物のブランド化の推進、景観を活かした都市住民との交流推進等についての方針を示し、白糸台地における農村景観の保全・活用を推進しています。

《参考事例：白糸台地における様々な活動》



棚田ウォークイベントを実施し、棚田景観を活用した都市と農村の交流活動



棚田景観をイメージして付加価値をつけた、棚田米

第6章 景観づくりの推進に向けて

6-1 町、町民、事業者の協働

山都町では、重要文化的景観である通潤用水と白糸台地の棚田景観や、歴史ある浜町や馬見原の商店街など、景観の観点から町内外の人々から大切にされてきたエリアが存在します。また、地区単位で農地の保全や沿道の景観形成に取り組む集落等も多数あります。これらの動きによって、観光で訪れる人々も含めて、町内外の人々と美しい山都町の景観が共有されていくこととなります。

これら地域の特徴を活かした良好な景観づくりを進めていくためには、町、町民、事業者がそれぞれの役割を認識し相互に連携しあいながら主体的に取り組むことが必要です。

●町の役割

- ①町は、景観づくりに関する施策を総合的に策定し、計画的に実施します。
- ②町は、景観づくりに関する意識の啓発、景観づくりに関する支援に努め、町民及び事業者等の意見が施策や計画に反映されるように努めます。
- ③町は、公共事業や公共施設整備を実施するにあたり、景観づくりについて先導的な役割を果たすため、町が発注する土木工事、建築工事等は「熊本県景観条例 公共事業等景観形成指針」を参考に、設計段階から景観に配慮し、景観づくりを進めます。

●町民の役割

- ①町民は、自らが景観形成の担い手であることを意識し、相互に協力して積極的に景観の形成に関与することが大切です。
- ②町民は、町の自然、歴史・文化等の山都町の特徴ある景観への理解を深め、良好な景観の保全や景観づくりに関する活動に参加することが大切です。

(例) 景観に関するワークショップ、講演会、セミナーへの参加

●事業者の役割

- ①事業者は、事業活動を進めるにあたって、山都町の豊かな自然環境や歴史性に配慮するとともに、周囲の景観に配慮することが大切です。
- ②事業者は、地域の景観づくりの担い手として町が実施する良好な景観づくりに関する施策に協力することが大切です。
- ③事業者は、地域の景観づくりに参加し、社会貢献活動等を通じて良好な景観づくりに寄与する取り組みへ協力することが大切です。

(例) 五ヶ瀬川・緑川の日、ゴミゼロの日、一斉清掃への参加

6-2 景観づくりの意識醸成のための取り組み

意識醸成のため、自治振興区や集落等における清掃活動、花いっぱい運動等の美しい景観づくりに関する支援等を行い身近な景観への関心を高めます。

6-3 景観づくりの誘導

景観計画に定める行為の制限等の実効性を高めるため、届出行為の審査を的確に行う体制を整備します。また、色彩設計等のガイドラインを作成します。必要に応じ、熊本県が設置している景観アドバイザー、景観コーディネーター制度を活用し景観づくりを進めます。

6-4 景観を活かした取り組みの推進

山都町では、自治振興区や各種団体による、歴史や景観を活用したフットパスコースの整備や街並みを活かしたまち歩きが実施されています。

このような取り組みは地域の魅力を認識することができ、景観に関する意識の向上が見込まれ、観光客の増加や地域づくりなどの効果が期待されます。

景観を活かした取り組みを積極的に推進していきます。

6-5 協働による景観形成のメニュー

(1) 景観協定

良好な景観の形成を目的として、一団の区域における区域内住民の合意による建築物や屋外広告物等の意匠形態を定めた景観法第81条の景観協定を締結する場合は支援を行います。

(2) NPO等との連携による歴史的建造物の保存活用

歴史的建造物の保全活動に取り組んでいる団体と連携し、歴史的建造物の保存活用を図ります。また、歴史的景観の保全に一定の能力を有するNPO等について、必要に応じて景観法に基づく景観整備機構に指定し、保存と利活用を推進します。

(3) 広報、啓発

景観形成の考え方や、山都町の景観の魅力を伝えるパンフレット等を作成します。ホームページ、イベント等を通じて町民の景観づくりに関する意識の向上のための啓発活動を行います。

